

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の準備

市は、的確かつ迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等以下の必要な基礎的資料を準備する。

市対策本部において集約・整理する基礎的資料

- ・住宅地図
- ・避難経路として想定される道路網のリスト
- ・輸送力のリスト
- ・避難施設のリスト
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・生活関連等施設等のリスト
- ・関係機関（国、県、指定地方公共機関等）の連絡先一覧
- ・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- ・消防機関のリスト

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害のある人、その他特に配慮を要する者への対応

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応を参考にして、避難対策を講じる。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各学校や各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

### 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、季節の別、観光客や昼間人口

の存在、交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

市は、県から法第76条第1項の規定に基づき救援の事務を当該市において行うこととされた場合において、円滑な救援を実施できるよう市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整する。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

市対策本部において集約・整理する基礎的資料

- ・避難施設データベース
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・関係医療機関のデータベース
- ・救護班のデータベース
- ・臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ・墓地及び火葬場等のデータベース

#### (3) 電気通信事業者との協議

市長は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者とあらかじめ協議を行う。

#### (4) 医療の要請方法

市長は、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請することとなるため、あらかじめ医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法を定める。

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、知事が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、知事が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する以下に掲げる生活関連等施設（法施行令第 27 条及び第 28 条に規定する施設をいう。）について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置について定める。

- ① 発電所、変電所
- ② ガス工作物
- ③ 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
- ④ 鉄道施設、軌道施設
- ⑤ 電気通信事業用交換設備
- ⑥ 放送用無線設備
- ⑦ 水域施設、係留施設
- ⑧ 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
- ⑨ ダム
- ⑩ 危険物取扱所
- ⑪ 毒劇物取扱所
- ⑫ 火薬類取扱所
- ⑬ 高圧ガス取扱所
- ⑭ 核燃料物質取扱所（汚染物質を含む。）
- ⑮ 核原料物質取扱所
- ⑯ 放射性同位元素取扱所（汚染物質を含む。）
- ⑰ 毒薬劇薬取扱所
- ⑱ 電気工作物内の高圧ガス取扱所

⑱ 生物剤、毒素取扱所

⑳ 毒性物質取扱所

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、市外又は国外においてテロ等が発生した場合、その管理に係る公共施設等について、必要に応じて情報収集体制の徹底、職員又は警備員による見回り、点検を実施する。

この場合において、県警察等との連携を図る。